

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案要綱

第一 独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止

独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第二百七十号）は、廃止するものとすること。

（本則関係）

第二 施行期日

この法律は、平成二十三年四月一日から施行するものとすること。ただし、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「雇用・能力開発機構」という。）の解散等に係る準備行為に関する規定は、公布の日から施行するものとすること。

（附則第一条関係）

第三 雇用・能力開発機構の解散等

一 雇用・能力開発機構は、この法律の施行の時において解散するものとし、職員の労働契約に係る権利及び義務並びに国が承継する資産及び債務を除き、その一切の権利及び義務は、承継計画書において定めるところに従い、その時において独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構」という。）及び独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済

機構」という。(一)が承継するものとすること。

二 この法律の施行の際現に雇用・能力開発機構が有する権利及び義務のうち、高齢・障害・求職者雇用支援機構及び労働者退職金共済機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産及び当該業務に係る債務以外の債務は、この法律の施行の時において国が承継するものとすること。

三 その他雇用・能力開発機構の解散に関する所要の規定を設けること。

(附則第二条から第四条まで関係)

第四 都道府県に対する職業能力開発促進センター等の譲渡の特例等

一 雇用・能力開発機構が設置及び運営を行う職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター(以下「職業能力開発促進センター等」という。)について、高度な職業訓練を効果的かつ効率的に実施することを可能とする体制の整備を図るとともに、当該職業能力開発促進センター等の所在する地域における求職者その他の労働者が引き続き必要な職業訓練を受ける機会を確保するため、雇用・能力開発機構は、当該地域において、都道府県が、当該職業能力開発促進センター等についてその機能を維持することができると厚生労働大臣が認めるときは、この法律の公布の日から平成二

十三年三月三十一日までの間に、当該職業能力開発促進センター等の用に供されている資産を当該都道府県に対して譲渡することができるものとすること。

（附則第六条第一項関係）

二 一により、雇用・能力開発機構が都道府県に対し職業能力開発促進センター等の用に供されている資産を譲渡する場合における当該資産の価額は、(一)から(三)までに掲げる雇用・能力開発機構の職員の引継職員比率に応じて、それぞれに定める価額とするものとする等所要の規定を設けること。

(一) 引継職員比率が二分の一以上である場合 無償

(二) 引継職員比率が三分の一以上二分の一未満である場合 時価からその八割を減額した価額

(三) 引継職員比率が三分の一未満である場合 時価からその五割を減額した価額

（附則第六条第二項から第五項まで関係）

三 高齢・障害・求職者雇用支援機構は、一と同様に、この法律の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、職業能力開発促進センター等の用に供されている資産を都道府県に対して譲渡することができるものとし、二については当該譲渡について準用するものとすること。

（附則第七条関係）

四 国は、一により都道府県が雇用・能力開発機構から職業能力開発促進センター等の用に供する資産の

譲渡を受けた場合には、この法律の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間、三により都道府県が高齢・障害・求職者雇用支援機構から職業能力開発促進センター等の用に供する資産の譲渡を受けた場合には、その譲渡を受けた日から同日の属する年度の翌年度の末日までの間は、当該都道府県に対し、当該職業能力開発促進センター等の運営に要する費用のうち厚生労働大臣が定める基準に従つて算定した額に、(一)から(三)までに掲げる雇用・能力開発機構又は高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の引継職員比率に応じて、それぞれに定める割合を乗じて得た額を補助するものとすること。

- (一) 引継職員比率が二分の一以上である場合 十分の十
- (二) 引継職員比率が三分の一以上二分の一未満である場合 十分の八
- (三) 引継職員比率が三分の一未満である場合 十分の五

(附則第八条関係)

第五 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正

一 題名

題名を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法」に改めるものとすること。

二 名称

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第二百六十五号。以下「新機構法」という。）及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改めるものとすること。

（新機構法第二条関係）

三 高齢・障害・求職者雇用支援機構の目的

高齢・障害・求職者雇用支援機構は、高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与すること